



露店等の防火安全チェックシート

露店等を開設する時、開設者は次の項目をチェックし火気及び**※火気器具等**の取扱いに十分注意して火災予防に努めてください。

また、万一火災が発生した場合は、速やかに119番通報するとともに初期消火、避難誘導を行ってください。

※火気器具等とは、「携帯発電機・石油ストーブ・バーベキューコンロ・たこ焼き器
カセットコンロ・フライヤー・ホットプレート等」をいう。

露店・屋台等の設営について

- 火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防署に「露店等の開設届出書」を届出る。
- 消火器(10型以上)をすぐに使えるよう準備する。
- 万一に備えて119番通報、避難誘導等の担当者を決めておく。

火気器具等の使用について

- 常に整理整頓し、燃えるものを近づけない。
- 使用時には、火気器具等の点検を行い、安全を確認する。
- カセットコンロを2台以上連結して使用しない。
- 火気器具使用中は、その場を離れない。

LPガスボンベの使用について

- ボンベは火気器具等から離し、日陰の通気性の良い転倒しない場所に置く。
- 火気器具とホースの接続は確実にし、ホースバンドなどで外れないようにする。
- ゴムホースは必要な長さで、LPガス専用でひび割れ等のないものを使用する。

ガソリン等の取扱いについて

- ガソリン携行缶は基準に適合した金属製を使用する。**(「KHK」又は「UN」マークの付いたもの)**
- 灯油は専用のポリタンクを使用する。
- 携行缶のふたを開ける前には、取扱い方法に注意し圧力調整弁で減圧する。
- イベント開催中、給油する場合は周囲に火の気や人がいないことなどの安全を確認した上で行う。
- 携行缶などは火気器具等から離し、日陰の通気性の良い場所に置くこと。

【問合せ先】

茨木市消防本部予防課又は消防署警防課 (代表) Tel 072-622-6955

水尾分署 638-1119

下穂積分署 625-1402

下井分署 641-4141

西河原分署 627-0841

北辰分署 649-3222

山手台分署 649-0143

白川分署 635-5810

